

**京都市営地下鉄駅構内における
自動販売機及びモバイルバッテリーレンタル機器
設置事業者募集要項**

目 次

I 共通事項

- ・ 応募資格について・・・・・・・・・・ 2
- ・ 設置条件について・・・・・・・・・・ 2
- ・ 応募手続きについて・・・・・・・・・・ 5
- ・ 選定及び設置事業者の決定について・・・・ 6
- ・ その他・・・・・・・・・・ 6
- ・ 全体スケジュール・・・・・・・・・・ 6

II 自動販売機

- ・ 募集場所等について・・・・・・・・・・ 8
- ・ 使用料について・・・・・・・・・・ 9
- ・ 評価基準について・・・・・・・・・・ 10
- ・ 応募書類一覧表（自動販売機）・・・・・・・・ 11

III モバイルバッテリーレンタル機器

- ・ 募集場所等について・・・・・・・・・・ 12
- ・ 使用料について・・・・・・・・・・ 13
- ・ 評価基準について・・・・・・・・・・ 14
- ・ 応募書類一覧表（モバイルバッテリーレンタル機器）・・・・ 15

令和 7 年 1 月

京 都 市 交 通 局

はじめに

当局では、地下鉄事業の増収及びお客様の更なる利便性向上を図るため、「駅ナカビジネス」を積極的に展開しています。

この度、空きスペースの有効活用による更なる増収はもとより、多様なお客様のニーズに応え、地下鉄駅構内に新たな魅力を創出するため、自動販売機及びモバイルバッテリーレンタル機器を設置いただける事業者を募集します。

以下の共通事項のほか、自動販売機については 8 ページから、モバイルバッテリーレンタル機器については 12 ページから御確認ください。

I 共通事項

応募資格について

応募できる事業者は、募集する各事業の設置実績を有する事業者かつ、責任をもって設置し、運営することができる事業者とします。ただし、次の各号に該当する場合は応募できません。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年を経過しない者又は該当公示の日の前 6 か月以内に自ら振り出した手形、小切手を不渡りした者
- (2) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (3) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税が未納となっている者（本市に法人市民税、固定資産税を納付する義務のある者にあつては、これらが未納となっている者）
- (5) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者である者
- (6) 当局が実施した使用許可に係る事業者の公募において、価格提案後又は使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから 2 年を経過しない者

設置条件について

1 使用形態等

(1) 使用形態

設置事業者は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づき、行政財産の使用許可（通常の賃貸借とは異なります。借地借家法の適用はありません。）を受けて使用していただきます。

(2) 許可期間

許可日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。令和 10 年度以降の更新の取扱いについて、別途協議させていただくことがあります。

※ 許可期間には、工事及び原状回復の期間を含みます。

※ 年間売上見込額を常に下回る等、当局が不相当と判断した場合、更新はありません。

(3) 使用料等

設置後の維持管理（故障、破損、盗難等を含む）等に係る費用及び以下費用は、全て設置事業者の負担となります。

ア 使用料

使用料は、売上額（税抜）に提案歩率を乗じた額に、消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、自動販売機及びモバイルバッテリーレンタル機器ともに最低保証使用料、最低歩率を設定します。最低保証使用料及び最低歩率は、「Ⅱ自動販売機」、「Ⅲモバイルバッテリーレンタル機器」の「使用料について」を御参照ください。

イ 電気使用料及び道路占用料

- ・ 設置事業者の負担とし、当局から相当額を請求します。
- ・ 道路占用料については、設置する機器本体の表示面積に応じて請求します。
- ・ 道路占用料は地価や経済状況等により変動します。

ウ 設置時期及び営業開始時期

設置及び営業開始は原則として令和6年度中に行ってください。令和7年度に設置となる場合は、事前に交通局へ御相談ください。

2 設置工事

(1) 電気工事

必要な場所まで当局の工事で引き込みます。

(2) その他

上記以外の設置に係る工事費（本体設置、床荷重分散、通信回線等）は、全て設置事業者の負担とします。

※ 床荷重は500kg/m²まで（自動販売機）、100kg/m²（モバイルバッテリーレンタル機器）とすること。

※ 本体の機器の材質等については、不燃性・難燃性のものを使用すること。

3 設置上の制限

設置事業者は、設置上の制限として以下のことを遵守していただきます。

- (1) 使用場所を法令に違反する用に供してはならないこととします。
- (2) 使用場所を許可された目的以外の用に供してはならないこととします。
- (3) 使用場所を第三者に譲渡又は転貸してはならないこととします。
- (4) 社会的な非難を受けるおそれがある行為をしてはならないこととします。
- (5) 商品の補充、機器のメンテナンス等については、原則、駅の営業時間と同様としますが、朝夕のラッシュ時間帯を除くものとし、当局と調整のうえ、指示に従うものとします。なお、駐車スペースはありません。
- (6) 地下鉄事業を優先とし、当局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅改造工事並びにこれに伴う停電等に協力することとします。
- (7) 使用場所以外に物品・看板等を設置してはならないこととします。

- (8) 営業により生じる塵芥等については設置事業者の責において処理することとします。
- (9) 設置機器は、駅構内における振動や人の接触により転倒・移動することのないよう、十分な安定性を確保してください。
- (10) 営業において必要な許認可は、事業者の責任において取得してください。また、営業開始までにその写しを当局に提出していただきます。

4 使用許可の取消し又は変更

以下のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがあります。

- (1) 使用場所を公用若しくは公共の用又は地下鉄事業の用に供するため必要となった場合。
- (2) 使用場所が駅改造工事等の範囲に含まれる場合。
- (3) 設置事業者が「3 設置上の制限」及び行政財産の使用許可書に示す条件に違反した場合。
- (4) 応募申込書の記載内容が事実と異なった場合。
- (5) 設置事業者が使用料等の納付を怠った場合。
- (6) 設置事業者が京都市交通局公有財産及び物品管理規程又は法令の規定に違反した場合。
- (7) 設置事業者が不正な手段により使用許可を受けた場合。

5 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、自己の費用において使用場所を原状に回復して返還することとします。

なお、取消しによる返還に際し、設置事業者は一切の補償を請求することができないものとします。

6 損害賠償及び補償

- (1) 設置事業者は、使用に当たり当局又は第三者に損害を与えたとき、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 駅構内で行う維持管理等に関する工事、停電作業及び駅改造工事により設置業者に損害が生じた場合、当局は一切の補償をしないものとします（工事及び作業内容によっては、営業を一時休業していただく場合もありますが、この場合においても当局は一切の補償をしないものとします。）。
- (3) 駅構内において設備停止を伴うような事故が発生する等により、営業を一時停止しなければならないとなった場合、当局は一切の補償をしないものとします。
- (4) 道路管理者や防火対策上の観点等から許可が得られない場合や当局の事情等により、機器の設置又は営業が不可能となった場合であっても、当局は一切の補償をしないものとします。

応募手続きについて

1 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は次のとおり行います。

(1) 質問

ア 受付期間 令和7年1月10日（金）～令和7年1月22日（水）
午後5時まで

イ 質問方法 質問票（別添様式3）に記載のうえ、電子メールで送付してください。（送付後、担当者にその旨を電話で連絡してください。）対面又は電話での質問は受け付けません。

※ 件名は「自動販売機及びモバイルバッテリーレンタル機器設置事業者募集」としてください。

※ メールアドレス：ekinaka@city.kyoto.lg.jp

(2) 回答

質問の回答は、令和7年1月31日（金）までに、質問票を提出いただいた全ての事業者に対し全ての質問をメールで回答します。

※ 質問に対する回答は、パスワード付き zip ファイルを添付のうえお送りします。
設定上、zip ファイルの受信等が困難な場合は、質問票を送付の際、あらかじめその旨と受信できる方法をメール本文に記載してください。

2 応募書類

募集する各事業の応募書類一覧表を御参照ください。

3 応募書類の受付

郵送又は持参にて受付します。

(1) 受付日 令和7年2月7日（金）～令和7年2月12日（水）

※ 郵送による提出は、令和7年2月12日（水）必着
ただし、書留、レターパック等の追跡可能な記録が残る方法に限ります。

(2) 受付場所 京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部営業推進課

電話：075-863-5068（担当：長谷川、池澤）

※ 郵送の場合は、提出書類の内容確認のため、御担当者様へ連絡させていただきます。

※ 持参の場合は、事前に御連絡のうえ午前9時～午後5時の間にお越しください。

4 注意事項

(1) 応募書類は、返却しません。

(2) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

(3) 応募書類について、追加資料の提出又は説明を求める場合があります。

選定及び設置事業者の決定について

1 選定方法

- (1) 応募者からの提案について、評価基準に基づき、当局にて審議のうえ決定します。
評価基準については、募集する各事業のページを御参照ください。
- (2) 審議の結果、最も高い評価を得た事業者を設置事業者として選定します。
なお、選ばれた設置事業者が応募資格を満たしていないことが判明した場合等は、次点者を設置事業者とします。

2 結果の通知

選定結果については、令和7年2月下旬に全ての応募者へ郵送により通知する予定です。なお、審議の結果、ふさわしい提案がなかった場合は、選定がないことがあります。

3 決定の取消

次の場合には、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに許可手続きに応じなかったとき
- (2) 設置に当たり、関係機関の承諾を得ることができなかったとき
- (3) 設置事業者が資金事情の変化等により機器の設置又は運営ができないとき
- (4) 設置事業者が著しく社会的信用を損なう行為などを行ったとき

その他

- (1) この要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、京都市交通局公有財産及び物品管理規程、その他関係法令等の定めるところによります。この要項について疑義が生じた場合は、当局の解釈によります。
- (2) 当局は、公平で厳正な審査を確保するため、審査等に関する問合せについては、一切応じませんので御了承願います。
- (3) 京都市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の公開請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を公開する場合があります。
- (4) 設置後においても、機器の利用状況など当局から資料を要求したとき、設置事業者はこれに協力することとします。
- (5) 原則、応募後の設置事業者の都合による撤退は認められません。

全体スケジュール

内 容	日 程
募集要項の配布日	令和7年1月10日（金）～令和7年1月24日（金）
質問の受付	令和7年1月10日（金）～令和7年1月22日（水）
質問の回答	令和7年1月31日（金）まで
応募書類の受付	令和7年2月7日（金）～令和7年2月12日（水）
設置事業者の決定	令和7年2月下旬
設置	令和7年3月上旬以降（順次）

※ 当局での募集要項配布は平日午前9時～午後5時（土日祝を除く）

お問合せ先

京都市交通局 企画総務部 営業推進課（事業管理担当）

TEL 075-863-5068 FAX 075-863-5099

メールアドレス ekinaka@city.kyoto.lg.jp

（担当：長谷川、池澤）

Ⅱ 自動販売機

募集場所等について

1 募集場所及び販売品目

NO.	駅名		場所	販売する品目	令和５年度 １日平均乗降人員
１	烏丸線	国際会館	コンコース (改札内)	パン	24,994 人/日
２		松ヶ崎	コンコース (改札内)	飲料	10,316 人/日
３		北大路	ホーム (改札内、柱裏)	自由品目	30,508 人/日
４			コンコース (改札外、北階段ＥＳ横)	飲料	
５		四条	コンコース (改札内、南改札付近)	自由品目	101,362 人/日
６		五条	コンコース (改札外、南改札付近)	飲料	17,659 人/日
７		京都	コンコース① (改札外、北改札付近)	自由品目	128,442 人/日
８			コンコース② (改札外、北改札付近)	自由品目	
９			コンコース③ (改札外、北改札付近)	飲料	
10		くいな橋	コンコース (改札内)	飲料	5,999 人/日
11		竹田	コンコース (改札外)	アイスクリーム類	18,708 人/日
12	東西線	六地藏	コンコース (改札外、コインロッカー横)	アイスクリーム類	12,773 人/日
13		東野	コンコース (改札外、証明写真機横)	飲料	11,179 人/日
計 10 駅 13 か所					

(1) 販売品目

「飲料※1」、「パン」、「アイスクリーム類」、「自由品目※2」

※1 「飲料」は、社会課題解決への貢献や他サービスとの連携など付加価値を含み、缶、ペットボトル、紙パックなど密閉式容器に入った既製品の飲料の販売に限ります。

※2 「自由品目」は、社会課題解決への貢献や新規性など話題性が高く、販売品目の「飲料」、「パン」、「アイスクリーム類」に該当しない商品・サービスを自由に御提案ください。

2 応募に関する注意事項

- (1) 設置場所及び寸法上の制限等は別紙「設置箇所図」のとおりです。
なお、設置場所の詳細、設置時期等は当局と協議により決定することとします。
※ NO.7、8、9 の設置は 4 月以降となります。
- (2) 設置寸法は横幅 1,400mm×奥行 900mm 以内としてください。
※ NO.2 については、横幅 1,180mm×奥行 900mm 以内としてください。
- (3) 複数箇所の応募が可能です。(複数箇所に応募される場合は、箇所ごとに応募書類一式を提出してください。)ただし、隣接する 2 か所を統合した応募はできません。
- (4) 飲料・食品等の自動販売機を設置する際は、専用のごみ箱を設置し、商品の補充時等を利用してごみ箱があふれないよう適宜回収をしてください。

使用料について

使用料は、売上額（税抜）に提案歩率を乗じた額に、消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、その額が最低保証使用料に満たない場合は、最低保証料に消費税及び地方消費税を加えた額とします。

最低保証使用料及び最低歩率は次のとおりです。

- ・ 最低保証使用料…月額 5,000 円（税抜）
- ・ 最低歩率

品目	歩率
パン	8 %以上
飲料	3 0 %以上
アイスクリーム類	2 5 %以上
自由品目	5 %以上

- ※ 提案歩率の減額の申入れには応じません。
- ※ 使用料は営業開始日から必要です。ただし、営業開始日が月の途中の場合であっても、その月の最低保証使用料は日割り計算しません。
- ※ 設置事業者の都合等により、応募申込書に記載の設置可能時期及び営業開始時期よりも営業開始が遅れた場合は、別途最低保証使用料を支払いただく場合があります。

評価基準について

応募者からの提案について、次の評価基準に基づき、当局にて審議のうえ決定します。

(評価基準)

区分	配点	評価項目	評価の視点
収益性	25 点	提案歩率	当局収入額
信頼性	20 点	実績	設置、運営実績等
		維持管理体制	商品補充、メンテナンス体制等
利便性 集客性	45 点	利便性・集客力	話題性が高く、設置する駅を利用されるお客様のニーズに合致した商品構成となっているか等
		周辺調和、社会課題解決への貢献 (付加価値サービス等)	・駅や周辺環境の特性を踏まえたサービス ・社会課題解決への貢献や他サービスとの連携 ・駅構内の既存店舗等との調和 など、駅の魅力向上につながる提案内容か
		その他	交通系 IC 等のキャッシュレス決済への対応
その他	10 点	市内事業者	京都市内における本社の有無
		その他特筆すべき事項	本市への貢献等、特筆すべき事項に対する評価
合計	100 点		

※ 「収益性」、「信頼性」及び「利便性集客性」の合計点が6割未満の場合、又は提出した書類に虚偽の内容を記載した場合や評価の公平性に影響を与える行為を行った場合、選定候補の対象外とします。

応募書類一覧表（自動販売機）

応募書類	備 考	部数
応募申込書	様式 1（自動販売機）	3 部
京都市暴力団排除 条例に係る誓約書	様式 2（共通）	1 部
会社概要	（A 4 で体裁は自由） ① 設立日、②資本金、③事業内容、④従業員数、⑤機器 の維持管理体制（在庫管理体制（オンライン管理等）、機械ト ラブル時の連絡先、問合せ受付時間、休日の有無等）、⑥（自 動販売機設置実績がある場合）自動販売機設置実績、⑦（自 動販売機設置実績がない場合）販売する商品の取扱実績及び 自動販売機の調達先	3 部
決算書	直近 3 年分	1 部
履歴事項全部証明 書	申込日の前 3 か月以内に発行されたもの	1 部
納税証明書	【国税等（法人税と消費税）】 ※納税証明書（「その 3 の 3」又は「その 3」） 【京都市税（法人市民税と固定資産税）（直近 2 年分）】 ※法人市民税：京都市内に事業所等が所在する場合 ※固定資産税：京都市内に固定資産（土地・家屋に限る） を所有する場合	1 部
設置する自動販売 機の仕様及び商 品・サービス内容 が分かる資料	カタログ等	3 部

※ 複数箇所に応募する場合は、箇所ごとに各書類を提出してください。

なお、「応募申込書」を除く書類は、2 か所目以降は写しでも可。

※ 質問票は別添様式 3 を御参照ください。

Ⅲ モバイルバッテリーレンタル機器

募集場所等について

1 募集場所及び設置形態

(1) 募集場所

募集場所全てに設置していただきます。一部の駅のみ設置は認めません。

NO.	駅名		場所	令和5年度 1日平均乗降人員	備考
1	烏丸線	国際会館	コンコース（改札外）	24,994 人/日	自立型
2		松ヶ崎	コンコース（改札外）	10,316 人/日	自立型
3		北山	コンコース（改札外）	13,849 人/日	自立型
4		北大路	コンコース（改札外）	30,508 人/日	自立型
5			コンコース（改札外）		自立型
6		鞍馬口	コンコース（改札外）	9,763 人/日	自立型
7		今出川	コンコース（改札外）	25,102 人/日	自立型
8		丸太町	コンコース（改札外）	23,985 人/日	自立型
9			コンコース（改札外）		自立型
10		烏丸御池	コンコース（改札内）	49,352 人/日※	自立型
11		四条	コンコース（北改札外）	101,362 人/日	券売機型
12			コンコース（南改札外）		券売機型
13		五条	コンコース（改札外）	17,659 人/日	自立型
14		京都	コンコース（北改札外）	128,442 人/日	券売機型
15			コンコース（北改札外）		券売機型
16		九条	コンコース（改札外）	5,980 人/日	自立型
17		十条	コンコース（改札外）	9,042 人/日	自立型
18		くいな橋	コンコース（改札内）	5,999 人/日	自立型
19		竹田	コンコース（改札内）	18,708 人/日	自立型
20	東西線	六地蔵	コンコース（改札外）	12,773 人/日	自立型
21		石田	コンコース（改札外）	6,579 人/日	自立型
22		醍醐	コンコース（改札外）	12,249 人/日	自立型
23		小野	コンコース（改札外）	6,842 人/日	自立型
24		柳辻	コンコース（改札外）	16,816 人/日	自立型
25		東野	コンコース（改札外）	11,179 人/日	自立型
26		山科	コンコース（改札外）	41,255 人/日	券売機型
27			コンコース（改札外）		券売機型
28		御陵	コンコース（改札外）	7,707 人/日	自立型
29		蹴上	コンコース（改札外）	10,284 人/日	自立型
30		東山	コンコース（改札外）	18,507 人/日	自立型
31		三条京阪	コンコース（改札内）	23,918 人/日	自立型
32		京都市役所前	コンコース（改札外）	25,691 人/日	自立型
33		二条城前	コンコース（改札外）	8,208 人/日	自立型
34		二条	コンコース（改札外）	20,408 人/日	自立型
35		西大路御池	コンコース（改札内）	10,781 人/日	自立型
36		太秦天神川	コンコース（改札外）	17,222 人/日	自立型
計 31 駅 36 か所					

※ この他、連絡乗降（乗換）人員 52,215 人/日

(2) 設置形態

- ア 備考欄が自立型の場合、床面に設置いただきます。機器の寸法は高さ 1,500mm×横 650mm×奥行 500mm を上限とします。
- イ 備考欄が券売機型の場合、元券売機の空きスペースを改修し、券売機スペースと一体的に設置いただきます。機器が券売機より出っ張らず、機器と設置スペースに隙間がないように設置してください。元券売機の空きスペースは、縦 1,050mm×横 500mm×奥行 800mm です。なお、メンテナンスの際は券売機室に立ち入ることがないように、設置してください。

2 機器の概要、注意事項

- (1) 貸出するモバイルバッテリーレンタル機器のスロット数は原則 15 個以上 20 個以内とします。
- (2) 貸出するモバイルバッテリーは、電気用品安全法の基準を満たした安全性が高いものとしてください。
- (3) 貸出するモバイルバッテリーは、ケーブル及び端子が一体となっているものとし、複数の異なる端子を有するものとします。また、借りた場所以外でも返却が可能な仕様とします。
- (4) 設置場所は別紙「設置箇所図」のとおりです。
なお、設置場所の詳細、設置時期等は当局と協議により決定することとします。
- (5) 機器の筐体部分にデジタルサイネージ等の広告枠が付加されている場合、モバイルバッテリーレンタル機器と関係のない他社商品の宣伝や案内の表示に関しては、設置後に別途協議のうえ可とすることがあります。

使用料について

使用料は、売上額（税抜）に提案歩率を乗じた額に、消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、その額が最低保証使用料に満たない場合は、最低保証料に消費税及び地方消費税を加えた額とします。

- ・ 最低保証使用料… 1 台当たり月額 1,500 円（税抜）
 - ・ 最低歩率… 売上額（税抜）の 10% 以上
- ※ 提案歩率の減額の申入れには応じません。
- ※ 使用料は営業開始日から必要です。ただし、営業開始日が月の途中の場合であっても、その月の最低保証使用料は日割り計算しません。
- ※ 設置事業者の都合等により、応募申込書に記載の設置可能時期よりも営業開始が遅れた場合は、別途最低保証使用料を支払いいただく場合があります。

評価基準について

応募者からの提案について、次の評価基準に基づき、当局にて審議のうえ決定します。
(評価基準)

区分	配点	評価項目	評価の視点
収益性	30 点	提案歩率	当局収入額
信頼性	30 点	実績	設置、運営実績等
		維持管理体制	商品補充、清掃、メンテナンス体制、巡回回数等
利便性等	20 点	利便性	設置する駅を利用されるお客様のニーズに合致したサービス内容となっているか ・貸出・返却のしやすさ ・料金プラン ・多言語対応 ・キャッシュレス決済対応(多様な支払い方法)等
その他	20 点	スペースの有効活用	券売機型の提案内容(意匠、安全性)等
		市内事業者	京都市内における本社の有無
		その他特筆すべき事項	緊急時(災害・停電等)の社会インフラ機能など本市への貢献、社会課題解決への貢献等、特筆すべき事項に対する評価
合計	100 点		

※ 「収益性」、「信頼性」及び「利便性等」の合計点が6割未満の場合、又は提出した書類に虚偽の内容を記載した場合や評価の公平性に影響を与える行為を行った場合、選定候補の対象外とします。

応募書類一覧表（モバイルバッテリーレンタル機器）

	備 考	部数
応募申込書	様式 1（モバイルバッテリーレンタル機器）	3 部
京都市暴力団排除 条例に係る誓約書	様式 2（共通）	1 部
会社概要	（A 4 で体裁は自由） ① 設立日、②資本金、③事業内容、④従業員数、⑤機器 の維持管理体制（在庫管理体制（オンライン管理等）、機器ト ラブル時の連絡先、問合せ受付時間、休日の有無、清掃頻度 等）、⑥地下駅構内、京都市内及び国内外での設置実績	3 部
決算書	直近 3 年分	1 部
履歴事項全部証明 書	申込日の前 3 か月以内に発行されたもの	1 部
納税証明書	【国税等（法人税と消費税）】 ※納税証明書（「その 3 の 3」又は「その 3」） 【京都市税（法人市民税と固定資産税）（直近 2 年分）】 ※法人市民税：京都市内に事業所等が所在する場合 ※固定資産税：京都市内に固定資産（土地・家屋 に限る）を所有する場合	1 部
設置するモバイル バッテリーレンタ ル機器の仕様及び 商品・サービス内 容が分かる資料	カタログ等 券売機型については図面、イメージ図も提出	3 部

※ 各書類を提出してください。

※ 質問票は別添様式 3 を御参照ください。

令和 年 月 日

京都市公営企業管理者交通局長 宛

住所又は所在地：

法 人 名 称：

代 表 者 名：

応 募 申 込 書

「京都市営地下鉄駅構内における自動販売機設及びモバイルバッテリーレンタル機器設置事業者募集要項」について趣旨及び内容を十分理解したうえで、下記のとおり申し込みます。

記

駅名・場所及び 販売する品目	駅 場所： ☐ 飲料 ☐ パン ☐ アイスcream類 ☐ 自由品目 () ※ 同じ駅に複数か所ある場合は、場所欄に番号を必ず記入してください。
年間売上見込	円 (税抜) ※ 設置する自動販売機の年間売上見込を記入してください。
提案歩率	売上 (税抜) に対する歩率 % ※ 小数第 1 位まで記入
外形寸法 (mm)	幅 ()、奥行き ()、高さ () ※ 自動販売機の外形寸法を記入してください。
電気仕様・ 消費電力量	電気仕様：()消費電力量：() kWh ※ 自動販売機 1 台当たりの年間の消費電力量 (概算) を記入してください。
設置可能時期及び 営業開始時期	設置可能時期：令和 年 月 日頃 ※ それぞれの具体的な時期を 営業開始時期：令和 年 月 日頃 記入してください。
現金の利用可否・ キャッシュレス決済・ 電子マネーへの対応	※ 現金への対応 (硬貨・紙幣)、対応しているキャッシュレス決済・電子マネーの名称を記入してください。
その他提案など 特筆すべき事項 (付加価値サービス等)	※ 必要に応じて資料・カタログ等を添付してください。
御担当者 連絡先	部署・役職： 氏 名： 住 所： 電 話 番 号： メールアドレス：

様式1 (モバイルバッテリーレンタル機器)

令和 年 月 日

京都市公営企業管理者交通局長 宛

住所又は所在地：

法 人 名 称：

代 表 者 名：

応 募 申 込 書

「京都市営地下鉄駅構内における自動販売機設及びモバイルバッテリーレンタル機器設置事業者募集要項」について趣旨及び内容を十分理解したうえで、下記のとおり申し込みます。

記

年間総売上見込	円 (税抜) ※ 全機器の年間売上見込の合計を御記載ください。 ※ 別紙にて設置箇所ごとの年間売上見込を一覧で御記載ください。
提案歩率	売上 (税抜) に対する歩率 % ※ 小数第 1 位まで記入
外形寸法 (mm)	※ 別紙に御記載ください。
電気仕様・消費電力量	※ 別紙に御記載ください。
設置可能時期及び 営業可能時期	※ 別紙に御記載ください。
現金の利用可否・ キャッシュレス決済・ 電子マネーへの対応	※ 対応しているクレジット、電子マネー、QR コードの名称を記載してください
その他利便性に関 する事項	※ 必要に応じて資料・カタログ等を添付してください。
そ の 他 提 案 な ど 特 筆 す べ き 事 項 (付加価値サービス等)	※ 必要に応じて資料・カタログ等を添付してください。
御担当者 連絡先	部署・役職： 氏 名： 住 所： 電 話 番 号： メールアドレス：

様式1 (モバイルバッテリーレンタル機器) 別紙

NO.	駅名	設置場所 (コンコース)	年間売上見込 (税抜・円)	外形寸法 ※	電気仕様	消費電力量 (kWh)	設置可能時期
1	烏丸線	国際会館	改札外				月 日
2		松ヶ崎	改札外				月 日
3		北山	改札外				月 日
4		北大路	改札外				月 日
5			改札外				月 日
6		鞍馬口	改札外				月 日
7		今出川	改札外				月 日
8		丸太町	改札外				月 日
9			改札外				月 日
10		烏丸御池	改札内				月 日
11		四条	券売機型				月 日
12			券売機型				月 日
13		五条	改札外				月 日
14		京都	券売機型				月 日
15			券売機型				月 日
16		九条	改札外				月 日
17		十条	改札外				月 日
18		くいな橋	改札内				月 日
19		竹田	改札内				月 日
20	東西線	六地蔵	改札外				月 日
21		石田	改札外				月 日
22		醍醐	改札外				月 日
23		小野	改札外				月 日
24		柳辻	改札外				月 日
25		東野	改札外				月 日
26		山科	券売機型				月 日
27			券売機型				月 日
28		御陵	改札外				月 日
29		蹴上	改札外				月 日
30		東山	改札外				月 日
31		三条京阪	改札外				月 日
32		京都市役所前	改札外				月 日
33		二条城前	改札外				月 日
34		二条	改札外				月 日
35		西大路御池	改札内				月 日
36		太秦天神川	改札外				月 日

※ 外形寸法については、カタログにサイズ（幅×奥行き×高さ）の記載がある場合は、カタログ上の型番を記載

第 1 号様式 (第 3 条、第 4 条及び第 6 条関係)

誓 約 書

(あて先) 京都市公営企業管理者 交通局長 様		年 月 日		
誓約者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		誓約者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)		
		電話 () ー		
京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。 誓約者並びに京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人 (市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。)
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号ウに規定する使用人

第1号様式(第3条、第4条及び第6条関係)

誓 約 書

(あて先) 京都市公営企業管理者 交通局長 様	年 月 日			
誓約者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市〇〇区〇〇〇通〇〇〇東入 〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇〇〇〇ビル〇階	誓約者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役社長 京都 一郎 電話(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇			
京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。 誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別
代表取締役社長	京都 一郎	キョウト イチロウ	昭和〇年〇月〇日	男
取締役	古都 千香	コト チカ	昭和〇年〇月〇日	女
開発部長	交通 正夫	コウツウ マサオ	昭和〇年〇月〇日	男
営業部長	交通 正子	コウツウ マサコ	昭和〇年〇月〇日	女
開発課長	京都 良夫	キョウト リョウオ	昭和〇年〇月〇日	男
営業課長	京都 良子	キョウト リョウコ	昭和〇年〇月〇日	女

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人(市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。)
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人

京都市営地下鉄駅構内における 自動販売機及びモバイルバッテリーレンタル機器 設置事業者募集に関する質問票

宛先：京都市交通局企画総務部営業推進課（事業管理担当）

送信者：法人名（
担当部署名（
担当者名（
電話番号（
メールアドレス（

設置事業： 自動販売機 モバイルバッテリー ※質問する該当事業を○で囲んでください

質問内容